

令和4年度 第3回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年6月9日（木）午後1時30分から午後1時50分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

西尾朝嗣	光田裕次	檀野隆一
山本光男	松川幸男	池上正昭
田中宏	山本一彦	中野元裕
藤田昇	北井秀信	橋本雅世

(3) 欠席委員

芝尾恭典 柳下清隆

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小林義博	井上和夫	野里孝雄
野口宜律	中尾美昭	塔本順一
寺山忠夫	岡所次郎	重谷勝次
坂口竹四郎		

(5) 欠席委員

高岡一平 藤原武平 岸田勝夫

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長	名越幸司
事務局次長	河邊眞佐彦
主 幹	山本幸夫
	立石竜也

4 付議事項

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第18号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第13号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第14号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第15号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第16号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第3回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山本光男委員、橋本雅世委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は14名中12名でございます。なお、芝尾恭典委員、柳下清隆委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号から第15号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は823平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第8号は、申請地が南区大森で市街化調整区域内にあり周辺は田、山林及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は

381平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が贈与を受けるための申請です。

次に、受付番号第9号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は道路、雑種地及び田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,187平方メートルで現在うね及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第10号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は25平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第11号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり周辺は宅地、道路及び田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計511平方メートルで現在植木の状態です。

今回、譲受人が贈与を受けるための申請です。

次に、受付番号第12号は、申請地が南区别所で農用地区域内及び市街化調整区域内にあり周辺は山林に囲まれており、地目は田畑4筆、面積は合計1,275平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第13号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周辺は田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は833平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第14号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は農道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,140平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第15号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、道路、田及び畑に囲まれており、地目は田畑39筆、面積は合計27,338平方メートルで現在野菜、うね、稲刈り後及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上9件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号をご説明いたします。

受付番号第7号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は大阪府泉大津市豊中で電気工事業及び不動産管理業を営む法人で、申請地は南区稲葉3丁の田及び原野（現況田）6筆、面積は合計1,078平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している駐車場を立ち退きしなければならず、緊急に駐車場が必要となったため、利便性の良い本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年5月23日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地で

す。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内既設側溝より南東側から水路へ放流する計画です。周囲にはL型擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第17号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第17号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第1号と第2号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請人が美原区平尾に居住する農業者で、申請地は美原区平尾の田畑6筆、面積は合計4,735平方メートル、現在水稲及び野菜の状態です。

次に、受付番号第2号は、申請人が中区深井畑山町に居住する農業者で申請地は中区深井畑山町と中区福田の田畑及び原野（現況畑）13筆、面積は合計12,389平方メートルのうち11,960.60平方メートル、現在野菜、保全管理中、ハウス及びうねの状態です。

以上2件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はな

いものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当時者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第18号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、相続人が美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の畑11筆、面積は合計6,069平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」
を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」をご
説明いたします。受付番号第11号から第22号をご説明いたします。

まず、受付番号第11号は、申請地は南区片蔵の田2筆、面積は合
計1,321平方メートルで現在うねの状態です。新規で使用貸借によ
る権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第12号は、申請地は東区日置荘原寺町の田2筆、
面積は合計1,166平方メートルで、現在水張り田の状態です。新規
で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第13号は、申請地は西区草部の田3筆、面積は合
計2,809平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸
借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第14号は、申請地は東区日置荘田中町の田1筆、
面積は495平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設
定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第15号は、申請地は中区見野山の畑1筆、面積は
1,173平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借
による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第16号は、申請地は東区石原町4丁の田1筆、面
積は1,004平方メートルのうち502平方メートルで、現在保全管
理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年
です。

次に、受付番号第17号は、申請地は東区石原町4丁の田1筆、面
積は1,004平方メートルのうち502平方メートルで、現在保全管
理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年
です。

次に、受付番号第18号は、申請地は東区石原町1丁の田2筆、面

積は合計2,009平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第19号は、申請地は西区太平寺の田3筆、面積は2,289平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第20号は、申請地は南区稲葉1丁の田1筆、面積は241平方メートルで、現在保全管理中一部野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第21号は、申請地は南区稲葉1丁の畑1筆、面積は1,077平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第22号は、申請地は美原区平尾の田2筆、面積は合計1,797平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第20号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第23号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第23号は、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計2,558平方メートルで、現在野菜及び耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第13号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第13号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告につい

て」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第13号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第14号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第15号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第12号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第8号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は522平方メートル、現況は原野で経過年数は35年以上、次に受付番号第9号は、申請地が中区福田の畑1筆、面積は899平方メートル、現況は露天駐車場及び資材置場で経過年数は20年以上、次に受付番号第10号は、申請地が南区檜尾の田2筆、面積は合計198平方メートル、現況は公衆用道路と事務所で経過年数はそれぞれ45年以上と15年以上で、いずれも非農地の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第3回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第15号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第16号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第17号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第18号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第19号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第20号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第13号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第14号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第15号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第16号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会 長 檀野隆一

委 員 山本光男

委 員 橋本雅世